

社会福祉法人 黒松内つくし園
評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人黒松内つくし園（以下「この法人」という。）定款第6条第1項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「選任・解任委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(選任・解任委員会の設置)

第2条 選任・解任委員会は、この法人の評議員を選任及び解任するための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 選任・解任委員会の委員は、監事1名、事務局員1名、及び以下の事項に該当しない外部委員1名で構成するものとする。

- (1) この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
- (2) (1)に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人（過去に使用人であった者を含む。）

(委員の選任及び任期)

第4条 選任・解任委員会の委員となる外部委員の選任は、理事会において行う。

2 選任・解任委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(招集)

第5条 選任・解任委員会は、理事会の決定を経て理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集通知)

第6条 選任・解任委員会の招集通知は、会議の開催日の7日前までに、各委員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、選任・解任委員会を開催することができる。

(議長)

第7条 選任・解任委員会の議長は、当該委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

2 前項の規定により選出された議長は、選任・解任委員会の会務を総理する。

3 選任・解任委員会を招集した理事長（第5条第2項の規定により他の理事が招集した場合は、その理事）は、当該委員会の議事に必要な範囲内で説明者を指名し、同席させるこ

とができる。

(評議員の選任)

第8条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 評議員候補者は理事会が委員会に推薦する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは、業務執行理事）は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者との法人の役員等（理事・監事及び評議員）との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、当該候補者を評議員として適任として判断した理由の説明を受けた上で、審議を行い、評議員を選任の決議を行う。

(評議員の解任)

第9条 評議員の解任は以下の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会（理事長に事故あるときは常務理事）は選任・解任委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を説明しなければならない。
- (2) 選任・解任委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 選任・解任委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第10条 選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(決議の省略)

第11条 理事会又は評議員会が、選任・解任委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選任・解任委員会の議決があったものとみなす。

2 前項の電磁的記録とは、電子的方式、磁氣的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

(議事録)

第12条 選任・解任委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 選任・解任委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 当該委員会が開催された日時及び場所
- (2) 当該委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 当該委員会に出席した委員の氏名

(4) 当該委員会の議長の氏名

3 第1項の議事録は、この法人の主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。

(報酬)

第13条 委員会委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

(委任)

第14条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、平成29年3月1日より施行する。(平成28年11月24日理事会議決)